

締約国会議において決定された事項

1. 第5回締約国会議において決定された事項

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
エンドスルファン [CAS No. : 115-29-7] 及びその異性体 [CAS No. : 959-98-8 及び 33213-65-9]	農薬	・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) - 特定作物-害虫への農薬用の製造と使用

2. 第6回締約国会議において決定された事項

○附属書Aへの追加

物質名	主な用途	決定された主な規制内容
ヘキサブロモシクロ ドデカン [CAS No. : 25637-99-4]、 1, 2, 5, 6, 9, 10-ヘキサ ブロモシクロドデカ ン [CAS No. : 3194-55-6] 及びその 主な異性体； α -ヘキ サブロモシクロドデ カン [CAS No. : 134237-50-6]； β -ヘ キサブロモシクロド デカン [CAS No. : 134237-51-7]；及び γ -ヘキサブロモシク ロドデカン [CAS No. : 134237-52-8]	難燃剤	・ 製造・使用等の禁止 (以下の用途を除外する規定あり) - 建築用のビーズ法発泡ポリスチレン及び押 出発泡ポリスチレン用の製造と使用

(注意) 上記の表中の情報は省略・簡略化しているため、規制内容の詳細については、条約事務局のホームページ (<http://www.pops.int/>) から会議文書等を御確認いただきたい。